

民営自転車駐車場助成要綱

59板環環第 158 号

昭和59年7月 10日区長決定

平成23年12月28日一部改正

平成25年7月26日一部改正

(目 的)

第1条 この要綱は、自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例（昭和58年板橋区条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき行う民営自転車駐車場（以下「駐車場」という。）の設置に要する費用の助成に関し、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象とする駐車場の要件)

第2条 助成の対象とする駐車場は、次の各号に掲げる要件を備えている駐車場とする。

(1) 駐車場が一般区民の利用に供されるものであること。

(2) 駐車場の位置が、条例第28条第1項で定める放置禁止区域内にあり、かつ、東京都青少年・治安対策本部が毎年度実施する駅前放置自転車の現況と対策に係る調査において、助成する年度及びその前年度の2年度にわたり連続して自転車等（条例第2条第2号の自転車等をいう。）の放置台数が100台を超える鉄道駅からおおむね200m以内の地域にあること。

(3) 自転車の収容台数が、10台以上又は通路部分を除いた駐車場の規模が20㎡以上であること。

(4) 当該駐車場が継続して3年以上経営される見込みがあること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる駐車場は、助成の対象としない。

(1) 鉄道事業者又は駐車場の設置・経営を目的として設立された財団法人が設置し、経営する駐車場

(2) 条例第19条又は第20条の規定の適用を受けて設置される駐車場(条例の規定により算定した台数を超えて設置した場合も含む。)

(助成を受けようとする者の要件)

第2条の2 助成を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 個人（個人事業主を含む。）が申請する場合は、申請日現在、特別区民税及び軽自動車税を滞納していないこと。

(2) 法人が申請する場合は、申請日現在、法人住民税を滞納していないこと。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、建物建設費（複合用途の建物については、駐車場設置部分に限る。）及び駐車器具整備費とし、土地取得費を除く。

2 補助金の額は、前項の建物建設経費及び駐車器具整備費、又は別に定める標準建設単価に自転車の収容台数を乗じて得た標準建設経費のいずれか少ない額の5分の1の額（1万円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、予算の範囲内で交

付するものとする。

（交付申請）

第4条 前条の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者の種別に応じた、民営自転車駐車場設置補助金交付申請書（別記第1号様式の1から3）及び別に定める書類並びに図面を添えて、区長に提出するものとする。

（交付決定）

第5条 区長は、補助金の交付申請について、交付規則第6条の規定に基づきその可否を決定したときは、申請者に対し、民営自転車駐車場設置補助金交付決定通知書（別記第2号様式）又は民営自転車駐車場設置補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）によりその旨を通知する。

（補助事業の変更）

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金交付決定後、自転車駐車場建設工事の設計変更その他の事由により、工事内容を変更する場合又は工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、民営自転車駐車場設置補助金事業変更・中止・廃止承認申請書（別記第4号様式）に別に定める書類を添えて、区長の承認を受けるものとする。

2 区長は、前項の承認の申請があった場合は、当該申請の内容の調査を行い、前項の承認をしたときは、民営自転車駐車場設置補助金事業変更・中止・廃止承認通知書（別記第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 交付決定者は、駐車場の設置行為が完了したときは、民営自転車駐車場設置補助金事業完了兼実績報告書（別記第6号様式）に別に定める書類を添えて、区長に報告しなければならない。

（交付額の確定）

第8条 区長は、前条の規定による報告があったときは、その実績を審査して交付すべき補助金の額を確定し、民営自転車駐車場設置補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 交付決定者は、前条の通知を受けた後、民営自転車駐車場設置補助金交付請求書（別記第8号様式）を区長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（交付決定の変更及び返還）

第10条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 条例又はこの要綱に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

2 区長は、前項の規定により取消しをしたときは、速やかにその内容を、当該事業者にも民営自転車駐車場設置補助金交付決定取消通知書（別記第9号様式。以下「取消通知書」という。）により通知しなければならない。

（補助金の返還）

第 1 1 条 区長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、交付決定者に対し、取消通知書により期日を決めて返還を請求することができる。

（検 査）

第 1 2 条 区長は、必要とあると認めるときは、交付規則第 1 7 条の規定による是正のための措置のほか、交付対象とした駐車場に立ち入り、検査することができるものとする。

（補 則）

第 1 3 条 この要綱の施行に関し必要な事項は土木部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和 5 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 4 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別 記

第1号様式の1（第4条関係）

民営自転車駐車場設置補助金交付申請書（個人用）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所
氏 名
電 話

民営自転車駐車場設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容 別紙事業計画書記載のとおり

2 補助金交付申請額

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 予算見積書

(3) 設計図（駐車場の位置図・平面図・構造図）

(4) 土地登記事項証明書又は借地等の契約書の写し及び公図

(5) 当該用地の現況写真

(6) その他区長が必要と認める書類

4 区税納付状況調査に関する同意

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

同意しない場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の□に✓を記入してください。

☐ 同意しない

☐ 転入前の自治体において課税されている

↓

追加添付書類・・・住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は非課税証明書

いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）

別 記

第 1 号様式の 2 （第 4 条関係）

民営自転車駐車場設置補助金交付申請書（個人事業主用）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所
氏 名
電 話

民営自転車駐車場設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の内容 別紙事業計画書記載のとおり
- 2 補助金交付申請額
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 予算見積書
 - (3) 設計図（駐車場の位置図・平面図・構造図）
 - (4) 土地登記事項証明書又は借地等の契約書の写し及び公図
 - (5) 当該用地の現況写真
 - (6) その他区長が必要と認める書類

4 区税納付状況調査に関する同意【個人事業主の場合】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の区税の納付状況を確認することに同意します。

同意しない場合、区外に居住している場合又は転入前の自治体において課税されている場合は、下記の□に✓を記入してください。

- ☐ 同意しない ☐ 区外に居住している
☐ 転入前の自治体において課税されている

↓

追加添付書類・・・住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は非課税証明書

いずれも直近のもの（領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て）

別 記

第 1 号様式の 3 （第 4 条関係）

民営自転車駐車場設置補助金交付申請書（法人用）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住 所
氏 名
電 話

申請者の名称、主たる事務所及び代表者の氏名を記入

民営自転車駐車場設置補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業の内容 別紙事業計画書記載のとおり
- 2 補助金交付申請額
- 3 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 予算見積書
 - (3) 設計図（駐車場の位置図・平面図・構造図）
 - (4) 土地登記事項証明書又は借地等の契約書の写し及び公図
 - (5) 当該用地の現況写真
 - (6) その他区長が必要と認める書類
 - (7) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し（いずれも直近のもの）

民営自転車駐車場設置補助金事業計画書

第 1 号様式の 1 , 2 , 3 別紙

申請者

設 置 場 所	板橋区
土 地 所 有 者	
構 造	
規 模	
工 事 期 間	
事業に要する経費	
経費の配分・用途 及び算出基礎	
補 助 金 申 請 額	
開 設 期 間	
運 営 方 法	
備 考	

板土土第 号
年 月 日

民営自転車駐車場設置補助金交付決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付で申請のあった民営自転車駐車場設置補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 事業の内容

年 月 日付民営自転車駐車場設置補助金交付申請書の事業の内容記載欄のとおりとする。

2 補助金交付予定額

3 補助条件

次の条件に従わなければならない。

- (1) 次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ所定の様式により区長の承認を受けなければならない。

事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

事業の内容を変更しようとするとき。

事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- (2) 事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに所定の実績報告書を区長に提出しなければならない。

- (3) 区長は、申請者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消す。この場合において、申請者に損害を与えることがあっても、その責を負わない。

条例又はこの要綱に違反したとき。

偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

- (4) 区長は、(3)により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

4 補助金の交付請求

区長から、補助金の確定通知を受けたときは、速やかに所定の様式により補助金の交付を請求しなければならない。

5 その他

区長は、必要があると認めるときは、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年 3 月 31 日東京都板橋区規則第 3 号）第 17 条の規定による是正のための措置のほか、交付対象とした駐車場に立ち入り、検査することができるものとする。

板土土第 号
年 月 日

民営自転車駐車場設置補助金不交付決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付で交付申請のあった民営自転車駐車場設置補助金については、下記理由により交付しないことに決定したので通知します。

記

理 由

第4号様式（第6条関係）

民営自転車駐車場設置補助金事業

変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）板橋区長

事業者 住 所
氏 名

年 月 日付 板土土第 号で交付決定通知を受けた民営自転車駐車場設置補助金に係る事業を変更・中止・廃止したいので申請します。

記

1 変更内容 別紙事業変更計画書のとおり

2 変更・中止・廃止の理由

3 変更が事業に及ぼす影響及び効果

4 中止・廃止後の措置

5 中止の期間

（注） 変更の場合は、4、5には記載しないこと
中止又は廃止の場合は、1、3には記載しないこと

補助事業者が法人等に
あつては、名称、主たる
事務所、及び代表者の氏
名を記入

民営自転車駐車場設置補助金事業
変更・中止・廃止承認通知書

様

板橋区長

年 月 日付で申請のあった民営自転車駐車場設置補助金に係る事業の
変更・中止・廃止については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認する事項

変更（その内容）

中止（その期間）

廃止

2 中止・廃止後にとるべき措置

第6号様式（第7条関係）

民営自転車駐車場設置補助金事業完了兼実績報告書

年 月 日

（宛先）板橋区長

事業者 住 所
氏 名

年 月 日付 板土土第 号で通知を受けた民営自転車駐車場設置補助金に係る事業が完了いたしましたので、実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業の成果 別紙事業実績報告書のとおり
- 2 添付書類
 - (1) 事業実績報告書
 - (2) 領収書等証拠書類
 - (3) その他区長が必要と認める書類

補助事業者が法人等にあつては、名称、主たる
事務所及び代表者の氏名を記入

{ }

第7号様式（第8条関係）

板土土第 号
年 月 日

民営自転車駐車場設置補助金交付確定通知書

様

板橋区長

年 月 日付 板土土第 号により交付決定した民営自転車駐車場設置補助金について、下記のとおり補助金額が確定したので、別添「民営自転車駐車場設置補助金交付請求書」を提出してください。

記

金

円

第 8 号様式（第 9 条関係）

民営自転車駐車場設置補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）板橋区長

事業者 住 所
氏 名

年 月 日付 板土土第 号で交付決定通知を受けた民営自転車駐車場設置補助金について下記のとおり請求します。

記

金 円

民営自転車駐車場設置補助金交付決定取消通知書

様

板橋区長

年 月 日付 板土土第 号で通知した民営自転車駐車場設置補助金の交付決定を、下記のとおり取り消すことに決定したので通知します。

（既に補助金を交付しているときは、次の文章を付け加える。）

この取消しに係る部分について、既に交付されている補助金の返還を、下記のとおり命ずる。

記

1 取消しの範囲

2 理 由

（補助金の返還を命ずるときは、次の各項を付け加える。）

3 返還する金額

4 返還期日